

議案第 33 号

専決処分の承認を求めることについて

箱根町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、次のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

箱根町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

別紙、箱根町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例のとおり

平成 29 年 6 月 9 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(平成 29 年政令第 57 号)が平成 29 年 3 月 29 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、現行条例の一部を改正したので、ここに報告し、承認を求めるものである。

専 決 処 分 書

箱根町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

平成 29 年 3 月 31 日

箱根町長 山 口 昇 士

箱根町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

箱根町消防団員等公務災害補償条例(昭和42年箱根町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「にあつては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同項第2号中「にあつては」を「には」に改め、同条第3項中「によつて」を「により」に、「433円」を「333円」に改め、「第2号」の次に「に該当する扶養親族については1人につき267円(非常勤消防団員等に第1号に該当する者がない場合には、そのうち1人については333円)を、第3号」を加え、「第5号」を「第6号」に、「掲げる者」を「該当する者及び第2号に該当する扶養親族」に、「にあつては」を「には」に、「367円」を「300円」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第5条第4項中「満15歳」を「15歳」に、「満22歳」を「22歳」に改め、「以下」の次に「この項において」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の箱根町消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた箱根町消防団員等公務災害補償条例同条第1項に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金(以下この項において「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。